○上尾伊奈資源循環組合交際費公開基準

令和５年７月４日管理者決裁

上尾伊奈資源循環組合交際費公開基準

第１　目的

この基準は、組合交際費の使途に関する情報を積極的に公開することにより、組合交際費の支出における透明性の向上を図り、もって住民に開かれ、信頼される組合行政の一層の推進に資することを目的とする。

第２　組合交際費

組合交際費とは、組合を代表して交際、交渉等を行う上で特に必要であると管理者が認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

第３　公開の方法及び内容

組合交際費の使途に関する情報の公開は、支出日、支出内容（見舞金の相手方を除く。）及び支出額を組合のホームページに掲載して行うものとする。

第４　その他

この基準に定めるもののほか、組合交際費の使途に関する情報の公開に関し必要な事項は、社会経済情勢の変化等に十分に配慮した上で、この基準の目的に照らし、適切に判断するものとする。

附　則

この基準は、令和６年１月１日から施行する。